

監事監査報告書

令和4年5月28日

学校法人坂越学園
理事会御中
評議員会御中

学校法人坂越学園

監事 大道一雄

監事 小賀正靖

私たち、私立学校法第37条第3項及び学校法人坂越学園寄附行為第1.6条の規定に基づき
学校法人坂越学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）の業務並びに財
産の状況について監査を行った。

私たち監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要
な決裁書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人坂越学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為または法令も
しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上